

倉吉異業種交流プラザ
慶 弔 内 規

第1条

会員および関係各位に慶弔事項が生じたときは次のとおり慶弔金若しくは記念品等を贈呈する。

- | | | |
|---|----------------|-----------------|
| 1 | 会員の結婚 | 金10,000円及び祝電 |
| 2 | 会員の死亡 | 金10,000円及び弔電・花輪 |
| 3 | 会員の配偶者・父母・子の死亡 | 金5,000円及び弔電 |
| 4 | 会員の同居親族の死亡 | 金5,000円 |
| 5 | 会員の長期に亘る傷病 | 金5,000円 |
| 6 | 会員の家屋への天災・火災 | 金10,000円 |

第2条

この規定に定めない場合は正副会長の決定に従って行う。

第3条

原則として会員個々への返礼は行わない。

(附則)

本内規は平成23年7月7日より施行する。

(附則)

本内規は令和6年4月25日より実施する。